

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年2月5日
照会部署名 近畿ブロック本部厚生年金適用支援グループ
照会担当者 一般職員 立石 光男
連絡先 [REDACTED]

[REDACTED] 業務実施部署の長の確認 小林

(案件)

| | |
|------------------------|---------------------|
| (受付番号) No. 2010-213 | 解散登記完了後の社会保険の適用について |
|------------------------|---------------------|

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

事業所が解散し、解散登記完了後も清算業務を行っている場合については、会社法第476条の規定により、清算が結了するまでは法人格が存続するとされています。

- 1 引き続き適用事業所であると認めてよろしいか。
- 2 引き続き適用事業所である場合、清算が結了した際の全喪届の添付書類については、清算結了が登記された登記簿でよろしいか。
- 3 清算法人における使用関係の確認については、賃金台帳等を確認する必要があるか、以上、ご教示ください。

(回答)

「2010-190 全喪年月日について（清算業務）」の回答と同様。

回答日 平成22年3月8日
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ
回答作成者 (役職名) 渕 康幸
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

[REDACTED] 主管担当部署の長の確認 山上
(軽微なものについてはグループ長)